

公益社団法人 日本産科婦人科学会定款

第1章 総 則

名 称

第1条 この法人は、公益社団法人 日本産科婦人科学会と称する。

2 この法人の英文名は Japan Society of Obstetrics and Gynecology とし、略称は JSOG とする。

事務所

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

目 的

第3条 この法人は、産科学及び婦人科学の進歩・発展を図りもって人類・社会の福祉に貢献することを目的とする。

事 業

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
 - (2) 機関誌及び図書などの刊行(電磁的方法を含む)
 - (3) 各種の学術的調査研究
 - (4) 産婦人科専門医の認定及び研修
 - (5) 国際及び各国産科婦人科学会その他内外関係学術団体との連絡及び提携
 - (6) 日本学術会議・日本医学会・日本医師会その他諸官庁及び諸団体からの諮問に対する答申又はそれらへの建議
 - (7) 産科婦人科の医療及び保健に関する社会一般への啓発並びに普及活動
 - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項のうち(4)、(6)については日本全国、(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(8)については本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

資 格

第5条 この法人の会員は、正会員及び学生会員とする。

2 正会員は、この法人の目的に賛同する医師又はその他の自然科学者で入会したものとする。

3 学生会員は、大学及び大学校に在籍する医学生で、この法人の目的に賛同して入会したものとする。

入 会

第6条 この法人に入会しようとする者は、別に定めるところによりその旨を申し出て理事長の承認を得なければならない。

2 再入会の場合も同様とする。

入会金及び会費

第7条 会員は、社員総会の決議を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会費は別に定めるところにより免除することができる。

3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

会員の権利

第8条 正会員は、次の権利を有する。

- (1) この法人の代議員選任について権利を行使すること
 - (2) この法人の主催する学術集会に参加すること
 - (3) この法人の発行する(電磁的方法を含む)機関誌に学術論文を投稿すること
 - (4) この法人の発行する機関誌の頒布を受けること
- 2 正会員は、第13条第8項に規定された社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

3 学生会員は、次の権利を有する。

- (1) この法人の主催する学術集会に参加すること
- (2) この法人の発行する機関誌に学術論文を投稿すること
- (3) この法人の発行する機関誌の頒布を受けること

会員の称号

第9条 この法人に功勞のあった者には、別に定めるところにより名誉会員又は功勞会員の称号を授与す

ることができる。

資格の喪失

第10条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を2年以上滞納したとき
- (5) 学生会員は、医師免許を取得したとき

退 会

第11条 会員が退会しようとするときは、別に定めるところにより退会届を理事長に提出しなければならない。

除 名

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において社員現在数の3分の2以上の決議を経て、除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 ただし、社員総会において決議する前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 社 員

社 員

第13条 この法人の社員は、概ね正会員40名の中から1名の割合をもって選出される340名以上370名以内の代議員をもって社員とする。端数の取扱いについては理事会で定める。

- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 代議員の任期は、理事選出を行う年の4月1日から翌々年の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。
- 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこと

となるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員(2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

8 社員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)に規定された次に掲げる権利を、この法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)
- 9 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ免除することができない。
- 10 代議員は、正会員の資格を喪失したときに、同時に代議員の資格も喪失する。

第5章 社員総会

構 成

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 代議員以外の正会員は社員総会に出席し、議長の了解を得て意見を述べることができる。ただし、決議には参加することはできない。

権 限

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員となる資格並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

開 催

第16条 社員総会は、定時社員総会として毎年度6月頃に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

招 集

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 臨時社員総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。
- 3 前項の他、総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

議長及び副議長

第18条 社員総会の議長及び副議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

議決権

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

決 議

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 基本財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

書面表決等

第21条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 社員はあらかじめ通知された事項について電磁的方法をもって、表決を行うことができる。
- 3 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

議事録

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当該社員総会において社員から選任された出席社員の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

会員への通知

第23条 社員総会の議事の要領及び決議した事項は、この法人の機関誌に掲載し、会員に通知する。

第6章 役員、顧問、特任理事、幹事長、副幹事長、幹事及び職員

役員の設置

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事18名以上26名以内
内1名は、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という)に定める理事(以下「外部理事」という)とする。
- (2) 監事4名以内
複数の場合は内1名を、認定法に定める監事(以下「外部監事」という)とする。
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長、10名以内を常務理事とする。
- 3 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

役員の選任

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選出する。

3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

第26条 この法人の理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事現在数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事は、この法人の理事及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

理事の職務及び権限

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が後任の理事長を選任する。

監事の職務及び権限

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

4 前項の報告をするため必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求することができる。

5 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

役員の任期

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時

までとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

役員の解任

第30条 理事又は監事が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、社員現在数の3分の2以上の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 役員たるにふさわしくない行為があつたとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 ただし、社員総会において決議する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

顧問の設置

第31条 この法人に、2名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の業務全般について、理事長の諮問に応じて助言を行う。

3 顧問は、正会員又は正会員以外の有識者の中から理事会で選任する。

4 顧問の任期は、理事会における選任の際に定める。

5 顧問は、理事長の要請に応じて理事会に出席することができる。意見を述べ又は助言を行うことができる。ただし、議決権は有さない。

特任理事の設置

第32条 この法人の業務を処理するため、5名以内の特任理事を置くことができる。特任理事は、正会員の中から理事会で選任する。

2 特任理事の任期は、原則として役員の任期と同一とし、再任を妨げない。

3 特任理事は理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決権は有さない。

幹事長、副幹事長及び幹事の設置

第33条 この法人の業務を処理するため幹事長1名、副幹事長1名及び幹事20名以内を置く。幹事長、副幹事長及び幹事は、理事長の業務執行及び副理事長並びに常務理事の業務の分担執行を補佐するため、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

役員、特任理事、顧問、幹事長、副幹事長及び幹事の報酬

第34条 役員、顧問、特任理事、幹事長、副幹事長及び幹事の報酬は無償とする。ただし、外部理事、外部監事の報酬は、別に定める「理事、監事の報酬等に

関する規程」による。

事務局及び職員

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は、理事会が任免する。

3 職員は、有給とする。

第7章 理 事 会

構 成

第36条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は理事会に出席するものとする。

4 理事会の議長は、理事長とする。

権 限

第37条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選出及び解職

招 集

第38条 理事会は、毎年4回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき又は理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長が発議した日又はその請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するときは、理事長は、その議案及び協議事項をあらかじめ役員に通告しなければならない。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

決 議

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

議事録

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事が署名押印の上、これを保存する。

常務理事会

第41条 常務理事会は、理事長、副理事長及び常務理事をもって構成する。

2 業務執行の迅速な対応を図るため、原則月1回常務理事会を開催するものとする。常務理事会は、理事会の審議事項の検討等の準備を行うこととする。

第8章 学術集会・学会賞

学術集会

第42条 この法人は、学術集会を毎年1回学術集会長が主宰して開催する。学術集会長は、別に定めるところにより社員総会で選任する。

学会賞

第43条 この法人は、産科学及び婦人科学の進歩・発展に貢献する優秀な業績に対して別に定めるところにより学会賞を授与することができる。

第9章 委 員 会

委員会

第44条 この法人の目的を達成し事業を円滑に遂行するため、運営、学術的調査研究等に関わる委員会を設置することができる。

2 委員会には常置委員会と必要に応じ設置する委員会を置くことができる。

3 この法人は次の常置委員会を置く。

1) 運営委員会：この法人に運営委員会を置く。この法人の組織運営機構に関して企画調整を計り、理事会の諮問に応え、かつ有機的な建策・立案を行うものとする。構成は委員長1名、委員30名内とし、必要に応じて副委員長1名を置くことができる。

2) 学術委員会：この法人に学術委員会を置く。この法人の学術活動に関する企画調整および産婦人科学に関する調査、検討を行うとともに、関連するその他の事業を行うものとする。構成は委員長1名、副委員長1名、委員30名内とする。

3) 渉外委員会：この法人に渉外委員会を置く。この法人の国際渉外や国際貢献に関連する事業を行うものとする。構成は委員長1名、委員20名内とし、必要に応じて副委員長1名を置くことができる。

4) 教育委員会：この法人に教育委員会を置く。この法人の会員への教育・研修に関連する事業を行うものとする。構成は委員長1名、委員30名内とし、必要に応じて副委員長2名内を置くことができる。

5) 中央専門医制度委員会：この法人に中央専門医制度委員会を置く。この法人の専門医制度の運営に関する業務その他を行うものとする。構成は委員長

1 名、副委員長 2 名、委員 35 名内とする。

6) 臨床倫理監理委員会：この法人に臨床倫理監理委員会を置く。本項における委員会は、この法人に関連する倫理に関する調査、検討、教育を行うとともに、関連する諸登録その他の業務を行う。構成は委員長 1 名、副委員長 1 名、委員 20 名内とする。

7) 社会保険委員会：この法人に社会保険委員会を置く。構成は委員長 1 名、委員 30 名内とする。必要に応じて副委員長 1 名を置くことができる。

本項による委員会は、この法人に関連する社会保険に関する調査、検討、その他の業務を行う。

8) 専門委員会：専門委員会として各種の委員会を置く。各委員会は、この法人として必要な登録・調査・その他の事業を行うものとする。各委員会の構成は委員長 1 名、副委員長 1 名、委員 10 名内とする。

9) 地方連絡委員会：定款第 4 条 1 項に定める事業を円滑に遂行するため、各都道府県の会員、自治体及び諸団体との連絡・連携・調整を行う。構成は委員長 1 名、委員 60 名内とする。必要に応じて副委員長 1 名を置くことができる。

4 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

5 委員会の運営細則は理事会の決議を経て定める。

第10章 資産及び会計

基本財産

第45条 この法人の資産を分けて基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために不可欠な財産として、総会で定めたものとする。

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときはあらかじめ社員総会において、社員現在数の 3 分の 2 以上の決議を得る必要がある。

4 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供してはならない。ただし、この法人の業務遂行上やむを得ない理由があるときは、社員総会において、社員現在数の 3 分の 2 以上の決議を得る必要がある。

5 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

資産の管理

第46条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の決議を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

事業年度

第47条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

事業計画及び収支予算

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

事業報告及び決算

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

公益目的取得財産残額の算定

第50条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項 3 号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更並びに解散

定款の変更

第51条 この定款は、社員総会において、社員現在数の3分の2以上の決議によって変更することができる。

解 散

第52条 この法人は、社員総会において、社員現在数の3分の2以上の決議によって解散できる。

公益認定の取消し等に伴う贈与

第53条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合には、社員総会において、社員現在数の3分の2以上の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

残余財産の帰属

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会において、社員現在数の3分の2以上の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

公告の方法

第55条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法による。

第13章 補 則

書類及び帳簿の保存期限

第56条 文書及び帳簿の保存は、次の保存期限により保存するものとする。

(1) 永久保存

定款
会員の名簿
社員の名簿
役員及びその他の職員の名簿並びに履歴書
財産目録

理事会及び総会の議事に関する書類

収支予算書及び事業計画書

収支計算書及び事業報告書

貸借対照表

正味財産増減計算書

(2) 10年保存

収入支出に関する帳簿及び証拠書類

公益社団法人移行認定申請書類

(3) 1年保存

官公署往復書類

株主等としての権利の行使

第57条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

細 則

第58条 この定款の施行についての細則は、社員総会の決議を経て、別に定める。

附 則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- この法人の最初の代表理事は、吉村泰典とする。この法人の最初の業務執行理事は、落合和徳・和氣徳夫・岩下光利・岡井崇・嘉村敏治・吉川史隆・小西郁生・櫻木範明・星合昊・吉川裕之とする。
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- この定款の施行後最初の代議員は、第13条と同じ方法で予め行う代議員選挙において、最初の代議員として選出された者とする。

平成26年6月21日

平成27年4月9日

平成28年4月21日

令和6年6月22日

令和7年5月22日